

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	うるま市 障害者自立支援給付費事業等(障害福祉サービス)の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、障害者自立支援給付費事業等(障害福祉サービス)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付事業(障害福祉サービス(補装具含む))等の実施に関する事務
②事務の概要	うるま市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付事業(障害福祉サービス※)を実施しています。 ①障害福祉サービスの申請受付・審査・決定・通知書及び受給者証等の発行 ②障害福祉サービスに係る障害支援区分の認定 ③障害福祉サービス給付費の国、県への交付申請 ④障害福祉サービス費の国保連合会請求、支払情報確認 ⑤高額障害福祉サービス費の支給 ⑥計画相談に関する業務及び計画相談支援費の支給 ※ここでの「障害福祉サービス」には「補装具」も含まれます。
③システムの名称	1 既存障害者福祉システム → 総合福祉WEL+標準仕様対応版 2 MICJET番号連携サーバー 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者総合支援情報ファイル (2)計画相談支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供) 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161 (情報照会) 144,145,146
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所福祉部障がい福祉課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-5452
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱について手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードとICカードによる二要素認証によって限定しており、また、業務別に操作権限の設定を行っている。以上により、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

実行日	項目	変更前の記録	変更後の記録	実行時間	提出内容に係る説明
		元々は、理事等が専ら生活及び社会生活に専ら従事する目的に資するため、公益を達成する事業（管理権サービス）を実施していた。	元々は、理事等が専ら生活及び社会生活に専ら従事する目的に資するため、公益を達成する事業（管理権サービス）を実施していた。		
		①管理権サービスの実施交付「募集・決定」通知書及び申請権証券の発行	①管理権サービスの実施交付「募集・決定」通知書及び申請権証券の発行		
		②管理権サービスに係る関係者支援プログラムの提供	②管理権サービスに係る関係者支援プログラムの提供		
		③管理権サービスに係る費用、金の交付	③管理権サービスに係る費用、金の交付		
		④管理権サービス費の取組進捗状況報告書の提出	④管理権サービス費の取組進捗状況報告書の提出		
		⑤組織管理サービス費の支給	⑤組織管理サービス費の支給		
		⑥利用情報に関する事業及び利用権取組支援の支給	⑥利用情報に関する事業及び利用権取組支援の支給		
		次に、①「管理権サービスに係る「募集・決定」通知書」	次に、①「管理権サービスに係る「募集・決定」通知書」		
平成29年12月12日	①、②事務の概要		①管理権サービス費の取組進捗状況報告書の提出 ②管理権サービス費の取組進捗状況報告書の提出	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	③、④システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	伝送権サービスの追加による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事前	①利用主、利用主が特定した、主権者の権利
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成27年3月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成27年3月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正及びシステム名称を正式名称に変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑨、⑩取組内容	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年12月12日	⑪システムの名称	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	1. 既存管理権サービスシステム 2. 既存管理権サービスシステム 3. 番号管理サービス 4. 中間サーバ 5. 伝送権サービス	事後	手号の訂正による変更
平成29年12月12日	⑤、⑥法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 別表第二の150項、260項、562項の3、570項、870項、1160項	事後	特定人等情報提供に関する事項を法律上の根拠を記載した通知
平成29年12月12日	⑦、⑧対人人数	平成29年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価の再実施
平成29年					